避雷装置の位置、型式、構造、材質等を定める告示の一部を改正する
告示（案）に関する意見公募手続の結果について

令和８年３月３１日
経済産業省
産業保安・安全グループ
鉱山・火薬類監理官付

「避雷装置の位置、型式、構造、材質等を定める告示の一部を改正する告示（案)」について、令和８年２月２日から同年３月３日まで意見公募手続きを実施しました。
提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。
なお、行政手続法第四十三条第二項の規定に基づき、提出意見は要約しています。

	提出意見	提出意見を考慮した結果
1	落雷はほとんど想定されないので、このような告示は不要。	火薬庫や製造設備における避雷装置の設置は、万一の事態に備えるための重要な措置であり、公共の安全を確保するために必要不可欠です。 また、その必要性及び設置の基準については、昨年１２月２３日に開催された第１８回産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会火薬小委員会にて審議し、了解を得ていることから、本告示については改正案の通りとさせていただきます。
2	旧規格は使用してはいけないのか。	附則に規定しているとおり、既に設置されている又はその工事に着手されている避雷装置については、旧規格を使用することが可能です。本告示の施行以降、新たに避雷装置の設置の工事に着手する場合は、改正後の新しい基準に従う必要があります。
3	１．平成２７年経済産業省告示第１４５号第二号のみの改定であり、第一号ナの項について改定はないのか。第一号ナの項では、「JIS　A４２０１(１９９２)」の接地抵抗の値より厳しく設定しているのか。値を JIS 規格に準拠してはどうか。 ２．「JIS　A４２０１（２００３)」及び新しい基準である「JIS　Z９２９０－３（２０１９)」におい	１．御意見を踏まえ、第一号を削除とします。 ２．「JIS　A４２０１（２００３)」及び「JIS　Z９２９０－３（２０１９)」においては、雷電流を安全に放流できる接地システムの形状及び寸法が重要な要素であるとして、抵抗値の具体的数値は記載されていませんが、「JIS　Z９２９０－３（２０１９)」においては接地抵抗の測定が推奨されており、雷保護システムの信

	て「接地抵抗値」の具体的な数値目標は記載されていないが、性能管理の為の定期の接地抵抗測定は実施しなくてもよいか。	頼性を維持し、必要な保護を確保するためには定期的な測定が重要です。